

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
1	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	10	2	3	4	<p>【書類上の記載】 再認証免除機能とは、端末をMACアドレスではなく、M365が提供するIntuneのデバイス識別ID（Intune Device ID）に基づき、端末の再接続時に、Intuneでのデバイスのコンプライアンス状況をチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、準拠かつ、EntraIDのプライマリトークンが有効である条件において、再認証を免除する機能のことである。</p> <p>【意見】 プライマリトークン情報を認証サーバがEntraID側と連携し、Web認証自体を免除することに対応できない</p>	機能的な公平性の観点から	検討の結果、「プライマリトークンが有効であること」は推奨要件に変更致します。
2	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	10	2	3	4	<p>【書類上の記載】 アクセス制御について 先のBをAにて実施した場合は、WEB認証に基づきMicrosoft Entra IDのUser Principal Name、Member Group情報、ExtensionPropertyの拡張属性、Custom Attributeの内容をEntra IDから入手（これも属性チェックトランザクション）の条件文に基づく評価結果に基づき、端末が無線LANの場合は、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPがL2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】 端末に設定するアクセスリストは、IPv4 もしくは IPv6どちらか一方となると理解しております。そのため、下記変更をお願いできませんでしょうか。 APが端末に対してIPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施、およびAPがL2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p>	記載上の認識を合わせるため	検討の結果、仕様書の記載を「IPv4及びIPv6」と修正致します。
3	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	6	2.3	2	5	<p>「AP は、主として、未端部（エッジスイッチ、収容効率の観点から、基幹部やフロアスイッチで収容してもよい）と接続し、ローカルブリッジにてトラフィックを処理できること。」について、「ローカルブリッジにてトラフィック処理またはAP部からWLC部間にトンネルを構築し、WLCでトラフィックを処理すること。」への変更を検討いただけないか。</p>	本調達ではWLCでAPを管理すると理解しておりますが、WLCとAPとの間でトンネルを構築することで、トラフィックの暗号化をWLCまで解くことなくよりセキュアな通信が可能になります。また、ローカルブリッジではAPにかかる負荷が大きくなる傾向にあるため、セキュリティ向上、APの負荷軽減の観点から、トンネルモードでのご提案も許容いただけないでしょうか。	検討の結果、記載の通りいたします。
4	意見	01_調達仕様書	23	7	1	(4)	<p>③ プロジェクトメンバの条件として、i.~vii.に条件が記載されておりますが、記載されている条件は全プロジェクトメンバの条件ではなく、プロジェクトメンバ体制上で資格及び実績を有する前提とした記載へ修正いただけないでしょうか。</p>	本調達におけるプロジェクトメンバは複数人を想定し、全プロジェクトメンバにおいて必須条件となると体制を構築する上で難しく、また要員工数の単価も上がり初期コストに影響が出るため。	プロジェクトメンバにおいては、メンバそれぞれが全ての要件を満たすことは求めていません。体制として要件を満たしていただければ問題ございません。
5	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	12	2	4	(2)	<p>"⑨ デジタル庁が整備予定の「GSS 統合監視システム」に対して、以下に示すような情報を提供できるようにすること。 ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON 形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。"と記載されておりますが、以下のように修正いただけないでしょうか。</p> <p>"⑩ デジタル庁が整備予定の「GSS 統合監視システム」に対して、以下に示すような情報を提供できるようにすること。</p>	総合管理監視システムにおいては、記載されている要件から省内ネットワークシステムで採用するメーカーのアプライアンス製品を採用することで、基幹部、未端部、Wi-Fi部との連携もスムーズに実施できると考えております。一方で、アプライアンス製品の場合、貴庁ご指定のデータ転送ツールのインストールや、GSS総合監視システムとの自動連携を実現するためのAPIの対応ができないため、要件の見直しをお願いいたします。	検討の結果、記載のとおりいたします。
6	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	13	2	6	1	<p>"1. 受注者は、提案時において、認証認可処理部の必須要件を動作実証を映像として取りまとめ示すこと。"と記載されておりますが、以下のように修正いただけないでしょうか。</p> <p>1. 受注者は、提案時において、認証認可処理部の必須要件を満たしていることをドキュメントとして取りまとめ示すこと。</p>	提案時の時点で、動作実証を映像として示すとなると、必要となる環境（本調達で調達予定の機器以外にも、Microsoft Entra IDなど）を用意できる業者が限られてしまうため、要件の見直しをお願いいたします。	本件、弊庁要求事項を担保するため、必要と判断したものであるため、現状のままでさせていただきます。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
7	意見	01_調達仕様書	2	1	4	5	『内閣府 食品安全委員会の虎ノ門アルセアタワー移転に伴うWi-Fi 部ローミング中継』の作業内容を明確にいただけますでしょうか。 作業内容がAPやネットワーク機器の設定変更のみとなるのか、AP設置やLANケーブル手配などの物理作業も発生しますでしょうか。作業対象となるAP数やネットワーク機器数なども明確にいただけますでしょうか。	要件を明確にするため。	GW機器からフロアSWまでの設置および別途設置されるAPからの通信をローミングする設定となります。AP設置やLAN敷設はありません。
8	意見	01_調達仕様書	24	7	3	5	「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」につきまして、事前調査および工事は本調達範囲外としていただけないでしょうか。	閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数が明示されていない場合、精緻な見積が算定できないため。 また、既存拠点環境を把握している事業者や別調達において回線敷設作業で入館調査が可能な事業者など、提案事業者によって条件が異なるため。	検討の結果、変更なしと致します。
9	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	7	2	3	3	対象拠点を明確にいただけますでしょうか。	本調達において個別LANシステムとの接続を行う拠点は2拠点のみとなり、その他の拠点では本要求事項であるVRF分割やOSPFルーティング機能は不要であると考えられるため。	検討の結果、記載のままとします。
10	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	13	2	6	1	2,6,1,同様に「必須要件のみならず、加点項目についても提案時点で提供可能であることを示すエビデンスの提示を条件として追記いただくよう検討をお願いできますでしょうか。	要求事項に対する実現可否の根拠を明確にする必要があると考えられるため。	応札者の優れた提案を評価するため、必須のみならず、加点要素についても、記載してください。
11	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	3	2	2.1	(3)	内閣府 食品安全委員会を除く省庁ごとにシステム全体を監視するシステムとの記載がございます。省庁毎（公正取引委員会、個人情報保護委員会、人事院）に分けて統合監視システムを調達せず、1つの統合監視システムの提案構成でもよろしいでしょうか	要求事項を明確にするため 統合監視システムを1つに集約することで費用削減及び効率化が図れるため	ご認識の通りです。
12	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	6	2	3	(2)	WLCは、主たる場所の設備障害を想定して、東京—大阪間の切り替えは、デジタル庁の判断により実施され、切り替えに伴うオペレーションや、セッションや認証ステートのクリア、APの再起動など、実施開始から30分以内にサービス復旧することを想定することの記載がございます。実現するためにライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願いたします。	要求事項を明確にするため	ご意見を踏まえて修正します。
13	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	13	2	6	1	受注者は、提案時において、認証認可処理部の必須要件を動作実証を映像として取りまとめ示すこと記載がございます。動作実証を映像もしくは認証処理遷移を取り纏めた資料で示すことに修正検討よろしくお願いたします。	要求事項を明確にするため	本件、弊庁要求事項を担保するため、必要と判断したものであるため、現状のままとさせていただきます。
14	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	6	2	3	(2)	運用及び管理の効率化が図れるため、以下要求事項の追加検討よろしくお願いたします。 ①無線LANコントローラが障害等で不在になった場合でも無線LANアクセスポイントの動作に影響しない機能があること。 ②デバイス管理に必要なライセンスは、サブスクリプションタイプであり、無線LANアクセスポイント、スイッチなどの全てのデバイスで共通なこと。 ③無線LANコントローラやスイッチ交換する際、シリアル番号の付け替えのみで、そのままデバイスライセンスが使用可能なこと。	要求事項に追加検討 運用及び管理の効率化が図れるため	理由とともに、提案書にて提示頂ければと思います。
15	意見	01_調達仕様書	2	1	4	4	「人事院の地方拠点に設置されている既存機器等の保守については、現行保守業者からの引継ぎを行うことになる。」とありますが、既存業者が継続して保守対応する方が確実保守な対応が可能と考えます。本調達範囲外とすべきと考えます。または、本調達落札業者が再委託で現行業者に対応してもらうことも可能としていただきたい。	既存機器の保守には保守部品の供給と保守対応のための技術移転が必要であり、この対応のコストをかけて業者を変える必要があるのかが不明であるため。	人事院本院と一体化した管理運営は、必要と鑑み、本仕様の範囲となります。 保守体制は、貴社のご提案によります。
16	意見	01_調達仕様書	15	6	4	5	「受注者は、個別予見できない事情を除き、ハードウェアの耐用年数に応じてハードウェア/ソフトウェアの保守契約を延長できること」とありますが、「ハードウェア/ソフトウェアの耐用年数（保守可能期間）に応じて延長できること」に修正をお願いします。	ハードウェアとソフトウェアの保守可能期間が一致するとは限らないため。	御指摘のとおり修正します。
17	意見	01_調達仕様書	17	6	4	8	「技術サポートの提供に当っては迅速な対応を可能とする体制」とありますが、迅速のレベル感を記載いただきたい。SLAがあれば記載願います。	迅速な対応を遵守する基準を明確にしたいため。	添資料 2. SLA項目一覧に示す要件を満たす、ご提案をお願いいたします。
18	意見	01_調達仕様書	15	6	3	7	「ハードウェア等機器の状況、利用技術等を説明すること」とありますが、担当職員に対する説明の内容についても具体化（マニュアルによる操作説明等）していただきたい。また、想定の変動時期や想定人数を提示していただきたい。	作業工数の見積もりの精緻化のため。	概ねの変動時期は、4月又8月頃であり、想定する人数は、運用期間通じても数人程度。説明内容については、担当者職員が他の職員と連携して業務遂行を行う上で必要となる内容を想定しております。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
19	意見	01_調達仕様書	19	6	6	(5)④	「なお生じる損害に対する損害賠償の請求を行うことができる」とありますが、二重障害等は場合によってHW障害として発生する可能性があります。具体的にどのような場合に損害賠償となるのでしょうか？基準の明確化をお願いしたい。また上限金額・損害の範囲も明示いただきたい。	二重障害の可能性があり、基準を明確にしたいため。	受託者に起因し生じた事象により、重大な損害が生じた場合、デジタル庁が受託者に賠償請求を行うことがあることを記載したものです。
20	意見	01_調達仕様書	22	7	1	(3)⑤	「連絡を取ることができる体制を確保」とありますが、連絡を取る要員の対象者の限定をお願いしたい。また、コールセンターで必ず受付する体制が必要なのでしょうか？	体制を検討する必要があるため。	連絡を受け取る要件及び体制については、特に限定しておりません。御社の提案書において、ご提示頂ければと思います。
21	意見	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5		「・・・変更される可能性がある。これらについては本契約内で対応することとし、未確定要素がある場合はその要素に限り省き考慮すること」とありますが、既存環境や移設先の情報の濃淡により未確定要素が業者により差が出る想定されます。未確定要素は（または確定要素）は本調達仕様書内で明確にしてください。また、その想定経費も入札価格に含む場合は、費用として想定すべき内容や範囲は明確にしてください。	費用算出の情報として必要なため。	積算に必要な情報は、閲覧資料にて開示させていただきます。開示資料を参照のうえ積算し、ご提案ください。
22	意見	02_別添資料1. 要件定義書	16	4	1		「必要となる工事や消耗品などについてはこれを含めた提案」とありますが、消耗品数の実績や利用量など消耗品の数量の目安となる数字の提示をお願いしたい。	費用算出の精緻化のため。	工事に係る消耗品は、工事事業者の方式に依存するので、提示できない
23	意見	02_別添資料1. 要件定義書	16	4	4		「当該拠点の指定事業者に作業を再委託する場合がある」との記載がありますが、事前に確定しているのであればその旨仕様書に記載していただきたい。	指定業者が不明であり、費用算出が難しいため。	指定事業者の有無については、閲覧資料をご確認ください。
24	意見	05_別添資料3. 成果物一覧	2	1	12	—	テスト計画書は設計工程開始時ではなく設計工程終了時の提出とすることは可能か。	テストの対象となる機能や合格基準は、本調達にて利用する機器の設計工程にて、利用する機能などを設計する中で明らかになることが想定されるため。	6. システム概要構成図は、設計工程に移行するにあたり、要件定義の内容を受けた設計指針に類することから、変更せず、「設計工程開始時」といたします。それ以外の7～11については、構築工程開始時に変更。1,2については、各テスト工程開始時に修正いたします。
25	意見	02_別添資料1. 要件定義書	12	2	4	9	「統合管理監視システムに対し「デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」とあるが、事業者の導入する機器への指定ソフトウェアのインストールを要件として外していただくことは可能か。	機器への機能追加が必要になり、見積額の増大につながるため。	検討の結果、記載のとおりといたします。
26	意見	02_別添資料1. 要件定義書	12	2	4	9	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること」として、「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてAPI Callに応じてエクスポートできるように構成すること」に変更いただくことは可能か。	機器への機能追加が必要になり、見積額の増大につながるため。	検討の結果、記載のとおりといたします。
27	意見	01_調達仕様書	2	1	4	4	「人事院の地方拠点に設置されている既設機器等の保守（人事院（本院）移転後、令和8年2月までに人事院の保守事業者からの引継ぎを行う）保守業務の引継ぎを行う」と記載がございますが、令和8年2月後も引き継いだ内容の確認ができるように人事院の保守事業者にお問い合わせ窓口をご提示いただけないでしょうか。	引き継ぎ後の運用体制の要件を明確にしたいため。	令和8年2月までに保守引継ぎを完了いただくことを想定しております。引継ぎ完了後の窓口開設については、現時点で想定しておりません。
28	意見	01_調達仕様書	4	1	5	図2	「図2 作業想定スケジュール」について、「NW機器キッティング」の開始時期が令和7年度4月と記載されており、機器調達期間が4カ月と想定されますが、機器調達に6カ月以上要するため全体のスケジュールを2カ月以上後倒しにしなければならないでしょうか。また、LAN工事のスケジュールについて、公正取引委員会および個人情報保護委員会を人事院スケジュールに合わせ令和7年度12月までとし、保守開始も令和7年1月からとなるように変更いただけないでしょうか。	機器調達スケジュールを配慮した、より現実的なスケジュールにしたいため。	作業スケジュールは、弊庁が想定するスケジュールであり、御社において、必要な作業を見積り、提案書にて、ご提示頂ければと思います。
29	意見	01_調達仕様書	4	1	5	図2	「図2 作業想定スケジュール」について、LAN工事の「（人）LAN配線・AP配置」は令和7年8月～12月で記載されておりますが、「借入・保守」の開始が11月から開始となっております。借入期間がLAN配線・AP設置と重複しておりますが、「（人）LAN配線・AP設置」完了後からの借入開始ではないでしょうか。	工事期間と借入期間が重複したスケジュールとなっているため。	作業スケジュールは、弊庁が想定するスケジュールですが、複数省庁の移行作業が並行して行われることから、借入開始は、最も早い時期としております。
30	意見	01_調達仕様書	21	7	1	4	「③プロジェクトメンバーの条件」を複数の担当者で要件を満たす条件に緩和いただけないでしょうか。	要件検討に必要となるため	要件を満たす場合は問題ございません。
31	意見	02_別添資料1. 要件定義書	7	2	3	2	「AP及びWLC部の技術要件」のうち「1. APは、Wi-Fi7への対応を推奨する。APすべての必須項目を満たすうえで達成できなければならない」と記載がございますが、本要件を満たす機器やメーカーが限定されてしまうので、要件の緩和（Wi-Fi6E）または削除して頂けないでしょうか。	指定された要件を満たす機器選定が困難であるため	弊庁の技術要件として、記載のままと致します

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
32	意見	02_別添資料1.要件定義書	7	2	3	2	「AP及びWLC部の技術要件」のうち、「12.APIはIEEE802.3afでの稼働を推奨する」について省エネの観点で記載されていると想定しています。その場合、AP単体の消費電力ではなく、拠点に設置する機器全体の総消費電力が少ない事業者に加点される方式の方が省エネの観点では良いと考えますがいかがでしょうか。	指定された要件を満たす機器選定が困難であるため	御社の提案書にて、ご提示ください。
33	意見	02_別添資料1.要件定義書	13	2	6	1	「受注者は、提案時において、認証認可処理部の必須要件を動作実証を映像として取りまとめ示すこと」と記載がございますが、EntraIDやSCEPmanとの連携を含めた動作実証を映像としてご提示するためには、手配に1〜2か月を要します。 動作実証につきましては技術提案書で実証可否の提案とし、動作実証の映像の提示は除いていただけ	認証認可のサービスの手配に時間を要するため。	本件、弊庁要求事項を担保するため、必要と判断したものであるため、現状のままとさせていただきます。
34	意見	05_別添資料3.成果物一覧	2	1	—	—	成果物一覧の内容について、一部の資料が調査後に確定するものが含まれているように感じます。以下の資料につきましては、設計行程終了時に提出とさせていただくことは可能でしょうか。 「7 ネットワーク構成図（物理）」 「9 フロアレイアウト図」 「10 ネットワーク構成図（論理）」	成果物に機器の設置位置や設置台数など現地調査のうえ確定する内容が含まれるため。	検討の結果、記載のとおりとします
35	意見	01_調達仕様書	21	7	1	4	【書類上の記載】 ③ プロジェクトメンバの条件 i. キャンパス規模のネットワークの最適化に係る調査分析の実績を有すること。 ii. キャンパス規模のネットワークにおいて、複数のネットワークを統合する要件定義又は移行設計の実績を有すること（複数のネットワークを統合したことによりキャンパス規模となったものを含む。）。 iii. 稼働率99.9%以上のキャンパス規模のネットワークの要件定義又は設計の実績を有すること。 iv. キャンパス規模のネットワークにおける情報セキュリティに係る要件定義又は設計の実績を有すること。 v. キャンパス規模のネットワークの集約・再編について効果算定支援業務等の実績を有すること。 vi. ITSSレベル4相当のネットワークに関する実務上有効な以下に示すいずれかの資格を有すること。 情報処理技術者試験のネットワークスペシャリスト（経済産業省）ネットワークのエキスパートとして認定される民間資格（CCNP {Enterprise, DataCenter, Security及び Service Provider の全て}、JNCP {Ent, DC, Sec及び Cloud} 又は同等の資格） vii. 「情報セキュリティに関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、若しくはITスキル標準（ITSS）V3 2011のITスペシャリスト（セキュリティ）において、レベル4以上の能力を有すること 「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のシステム監査技術者情報システムコントロール協会（ISACA）が認定するCISA（公認情報システム監査人）（ISC）2が認定する情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「ICSSP」「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士」	要求範囲を明確にするため。	プロジェクトメンバにおいては、メンバそれぞれが全ての要件を満たすことは求めていません。体制として要件を満たしていただければ問題ございません。
36	意見	02_別添資料1.要件定義書	5	2	2	5	【書類上の記載】 デジタル庁データセンター（GSSDC）について 提案においてシステムを構成するうえで必要となるファシリティたるGSSDCの要件について以下に示す。 1. 受注者は、GSSDCとして、東京第2データセンター（TYO2）及び大阪第2データセンター（OSA2）に、合理的に必要と示すことができる機器を次に示す要件の範囲において、設置することができる。 2. TYO2における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。 電源：交流100Vまたは200V 50Hz（1500W）を2回路（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り200V/100V対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200Vを選択し、対応できるようにすること） 空間：19インチラック32U空間、奥行き900mmケーシング仕様 空調：上記電源を通信機器等において消費した場合における発熱を回収できるに十分な空調 3. TYO2は、令和7年において需給ひっ迫DCに指定される見込みであるため、TYO2と同等のアクセスサービス・ハウジング要件を供することが可能な新DC（計画中、都区内）への振替となる場合がある。 【意見】 提案の幅を広げるため、上記で指定された電源要件の上限を、既にGSS移行済及び移行中の省庁と同程度へ緩和いただきたい。 不可である場合、電源要件の上限がない新DCへの振替を見越した提案を可能としていただきたい。	調達範囲を明確にするため。	検討の結果、記載のとおりといたします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
37	意見	01_調達仕様書	12	6	2	13	<p>【書類上の記載】 打合せ等の議事録は、打合せ後、翌営業日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の承認を得ること。</p> <p>【意見】 議事録について、「翌営業日以内に受注者にて作成・提示」との記載があるが、3営業日以内へ緩和いただきたい。</p>	<p>翌営業日以内の作成となると、全体統括及びリーダによる成果物レビュー期間が確保できず、議事録の品質が低下しお客様との認識差異が生じる懸念があるため。</p>	<p>検討の結果、記載のとおりいたします。</p>
38	意見	01_調達仕様書	4	1	5	図2	<p>【書類上の記載】 本調達において当庁が想定する作業スケジュールは、図2のとおりである。</p> <p>【意見】 事前調査・ネットワーク設計期間が4カ月程度と読み取れるが、6カ月程度を確保いただきたい。また、NW機器キッティング・NW機器設置期間が5カ月程度と読み取れるが、6カ月程度を確保いただきたい。</p>	<p>提示されたスケジュールでは、機器の調達及び運用開始迄の構築対応が不可であるため。</p>	<p>作業スケジュールは、弊庁が想定するスケジュールであり、御社において、必要な作業を見積り、提案書にて、ご提示頂ければと思います。</p>
39	意見	02_別添資料1.要件定義書	7	2	3	2	<p>【書類上の記載】 11. AP は、Wi-Fi7 への対応を推奨する。(AP すべての必須項番を満たしたうえで達成できなければならない)</p> <p>【意見】 製品選定の幅を広げるために、WiFi7以外（WiFi6、WiFi6E）も推奨する条件に緩和いただきたい。</p>	<p>記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。</p>	<p>弊庁の技術要件として、記載のままと致します</p>
40	意見	02_別添資料1.要件定義書	7	2	3	2	<p>【書類上の記載】 12. AP は、IEEE802.3af での稼働を推奨する。(AP すべての必須項番を満たしたうえで達成できなければならない)</p> <p>【意見】 技術要件における11及び12を同時に満たす機器の選定が難しいため、IEEE802.3at等も推奨する条件に緩和いただきたい。</p>	<p>記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。</p>	<p>弊庁の技術要件として、記載のままと致します</p>
41	意見	02_別添資料1.要件定義書	11	2	3	4	<p>【書類上の記載】 ③ 利用中の端末すべてに対し、デジタル庁が指定するEntraID またはIntune の属性の変化が生じた場合、10 分以内に、AP が端末に対してIPv4/IPv6 アクセス制御の実施、およびAP がL2 有線LAN へのブリッジ先VLAN 番号指定を実施できることを推奨する。</p> <p>【意見】 記載されている仕様を満たす機器の選定が難しいため、要件の削除を検討いただきたい。</p>	<p>記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。</p>	<p>御指摘の箇所について、記載が曖昧であったため、「IPv4及びIPv6」に修正します。</p>
42	意見	02_別添資料1.要件定義書	11	2	4	2	<p>【書類上の記載】 ③ 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDC に設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【意見】 下記2点により、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を許可いただきたい。 ・拡張機能の導入により高品質な納品物提供が可能となる。 ・機密情報を取り扱う場合はISMAPの認可を受けたサービスを利用する想定である。</p>	<p>将来的な拡張性を見込むため。</p>	<p>検討の結果、このままの要件と致します。</p>

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
43	意見	02_別添資料1.要件定義書	10	2	3	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>(**) 再認証免除機能とは、端末をMAC アドレスではなく、M365 が提供するIntune のデバイス識別ID (Intune Device ID) に基づき、端末の再接続時に、Intune でのデバイスのコンプライアンス状況をチェック (これを属性チェックランザクショと定義する) し準拠かつ、EntraID のプライマリトークンが有効である条件において、再認証を免除する機能のことである。</p> <p>【意見】</p> <p>プライマリトークンについてですが、下記の2つの実績が考えられますが、どちらを意図しておりますでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プライマリトークンを端末側が有し、端末自体がEntraID側とSAML連携し、ユーザ名・パスワードの入力を免除する。 2. 端末側の操作なく、プライマリトークン情報を認証サーバがEntaraID側と連携し、Web認証自体を免除する。 	記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。	検討の結果、「プライマリトークンが有効であること」は推奨要件に変更致します。
44	意見	02_別添資料1.要件定義書	10	2	3	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>C)アクセス制御について</p> <p>先のBをAにて実施した場合は、WEB 認証に基づきMicrosoft Entra ID のUser Principal Name、Member Group 情報、ExtensionProperty の拡張属性、Custom Attribute の内容をEntra ID から入手 (これも属性チェックランザクショ) の条件文に基づく評価結果に基づき、端末が無線LAN の場合は、AP が端末に対してIPv4/IPv6 アクセス制御の実施、およびAP がL2 有線LAN へのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>端末が有線LAN の場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6 アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN 番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】</p> <p>提案可能な製品に限られるため、「IPv4もしくはIPv6どちらか一方でのアクセス制御」へ仕様を緩和いただきたい。</p>	記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。	御指摘の箇所について、記載が曖昧であったため、「IPv4及びIPv6」に修正します。
45	意見	02_別添資料1.要件定義書	6	2	3	2	<p>【書類上の記載】</p> <p>一方、小規模拠点においては、AP の単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能 (ブラックアウト) となる構成は許容しない。この点を考慮して設計・積算すること。</p> <p>【意見】</p> <p>参議院別館4階について、03_別添資料1_別紙1_拠点一覧の参議院別館4階のAP数およびフロアSWを2台ずつに修正していただきたい。</p>	記載のNW機器数量では、障害時に利用不能となる構成であるため。	御指摘のとおり修正します。
46	意見	05_別添資料3.成果物一覧	2	1			<p>【書類上の記載】</p> <p>設計工程開始時の提出期限について</p> <p>【意見】</p> <p>No.6~12は設計工程で作成する認識であるため、「設計工程開始時」ではなく、「設計工程終了時」に修正いただきたい。</p>	各種設計書は設計工程で作成する認識であるため。	検討の結果、記載のとおりとします
47	意見	02_別添資料1.要件定義書	13	2	5	8	<p>【書類上の記載】</p> <p>各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があるため、AP の設置位置、情報コンセント位置、ラック位置等については、移動の可能性を考慮して、数メートルのケーブル余長配慮や設置位置配慮をしなければならない。なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。</p> <p>【意見】</p> <p>レイアウト変更や移転などに伴う対応については構築終了時 (人事院以外は令和7年10月末、人事院は令和7年12月末)迄とさせていただきます。</p>	構築終了後に、新たに作業員を確保することが難しいため。	当該記載の趣旨は、調達時点で予定していなかった大規模レイアウト変更が契約期間中に発生した場合に、デジタル庁と協議を行うことを記載したものに過ぎません。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
48	意見	02_別添資料1.要件定義書	1,7	2	3	3	<p>【書類上の記載】</p> <p>p1 本調達で想定するネットワーク機器は以下のとおり。ネットワーク機器と構成については、必須要件及び任意要件の機器を含む。各機器の数量については、別添資料1、別紙1にデジタル庁が想定した数量を示すが、これらの数量はあくまでも想定であり、提案者は、各拠点の情報を確認のうえ、適切な構成および数量を提案すること。なお、調達物品には、本システムの提供に必要な各種物品（搬入、据付、配線、調整を含む）費用、サービス費用、役務費用、保守費用、完成図書など文書作成費用などを含むこととする。</p> <p>p7 （ア）公正取引委員会本局・人事院本院：25Gbase-LR かつ冗長構成にて接続すること。なお、デジタル庁は、拠点GW 機器において、拠点GW機器からの25Gbase-LR を接続するためのモジュールを整備する。 （イ）個人情報委員会：10Gbase-LR かつ冗長構成にて接続すること。デジタル庁は、拠点GW 機器において、拠点GW機器からの10Gbase-LR を接続するためのモジュールを整備する。 （ウ）公正取引委員会の国会連絡室（政府控室）：5階EPS室に既設のGSS-NWの拠点GW機器と1Gbase-LXを2回線（冗長接続）で接続すること。デジタル庁は、デジタル庁機器において、1Gbase-LX2回線分のポートを提供する。また、デジタル庁は、5階EPS室と省庁側控室（4F）のフロア間に構内シングルモードファイバを整備しており、これを利用して接続しなければならない。具体的な接続方法については、デジタル庁と相談の上、決定すること。</p> <p>【意見】 （ア）、（イ）、（ウ）における拠点GW機器、貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただけると認識している。 上記モジュールは調達物品に含まれないため、保守範囲外としていただきたい。</p>	調達範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。
49	意見	01_調達仕様書	2	1	4	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>④ 人事院の地方拠点に設置されている既設機器等の保守（人事院（本院）移転後、令和8年2月までに人事院の保守事業者からの引継ぎを行う）</p> <p>【意見】 令和8年2月以降も引き継いだ内容の確認ができるよう、人事院の保守事業者の問い合わせ窓口をご教示いただきたい。</p>	令和8年2月以降（保守引き継ぎ後）の保守運用体制を明確にするため。	令和8年2月までに保守引継ぎを完了いただくことを想定しておりません。引継ぎ完了後の窓口開設については、現時点で想定しておりません。
50	意見	01_調達仕様書	2	1	4	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>④ 人事院の地方拠点に設置されている既設機器等の保守（人事院（本院）移転後、令和8年2月までに人事院の保守事業者からの引継ぎを行う）</p> <p>【意見】 引継ぎを行う人事院の保守要件について、本調達内で提供する他省庁の保守と同一とさせていただきます。 不可である場合、SLA等の要件を事前に公開していただきたい。</p>	要求範囲を明確にするため。	引継ぎを行う人事院の保守要件については、本契約で扱う他省庁と同一の扱いとなります。
51	意見	02_別添資料1.要件定義書	13	2	6	3	<p>【書類上の記載】</p> <p>本院でのWi-Fi部及び認証にかかわる部分については、現行利用中のベンダーの製品とし、人事院でのWLCや認証システムは、地方拠点も含めて本調達において統合をおこない、人事院全体を対象として、WLC及び認証認可処理部の統合を行うこと</p> <p>【意見】 公告時に現在ご利用中のベンダーの製品情報等を掲載いただきたい。</p>	調達範囲を明確にするため。	閲覧資料をご確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
52	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	11	2	3	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>④受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】</p> <p>記載されている仕様を満たす機器の選定が難しいため、要件の削除を検討いただきたい。</p>	記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。	推奨要件であるため、記載のままとします。
53	意見	02_別添資料 1. 要件定義書	11	2	2.3	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>EAP-TLS等におけるクライアントの電子証明書に付帯する失効確認ができること。デジタル庁では、SCEP方式を使用したSCEPmanサービスにて電子証明書発行管理をおこなうため、EAP-TLSにおけるSECPmanが発行するクライアント証明書の失効確認プロセスにおいて、SECPmanのOCSP方式による証明書失効を確認できなければならない。</p> <p>【意見】</p> <p>OCSP方式のHTTP1.1では現状未サポートであり、HTTP1.0ではワークアラウンドがございます。そのため、HTTP1.0による対応にさせていただきます。</p>	記載の要件を満たす製品は一部の製品に限られたものとなり、入札の公平性に欠けるため。	要件を満たす構成でのご提案をお願い致します。
54	意見	01_調達仕様書	2	1	4	4	<p>「人事院の地方拠点に設置されている既設機器等の保守（人事院（本院）移転後、令和8年2月までに人事院の保守事業者からの引継ぎを行う）保守業務の引継ぎを行う」と記載がございますが、既存機器等の保守延長は既存保守業者で行ったうえで、保守事業者の切替等に伴う業務は現行保守事業者が実施するものと認識で宜しいでしょうか。</p> <p>引継ぎ業者が既存機器等の保守契約が結べない場合があるため、予め保守延長のうえ保守事業者からの引継ぎとしていただきたい。</p>	保守事業者の引継ぎに関して、調達の範囲を明確にするため。	人事院の地方拠点に設置されている既設機器等の保守期間は、現行契約を引き継ぐこととなります。現行契約上の保守期間を延長するかどうかは、事業者間で調整いただく想定です。なお、保守事業者の切替手続きについては、現行事業者にて実施する想定です。
55	意見	01_調達仕様書	2	1	4	5	<p>「Wi-Fi部ローミング中継」と記載がございますが、ローミング中継の機能要件が不明のため、どのような要件を想定されているか要件定義書などでご提示いただけますでしょうか。</p> <p>上記と合わせて、ローミングインの機能要件もご提示いただけますでしょうか。</p>	ローミング中継とローミングインに関して、機能要件を把握するため。	GW機器からプロアスワまでの設置および別途設置されるAPからの通信をローミングする設置となります。AP設置やLAN敷設はありません。今回は、ローミングイン要件はございません。
56	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	11	2	3	4	<p>【書類上の記載】</p> <p>④受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【質問】</p> <p>「属性チェックランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組み」という部分に対し、どのような動作となるのか詳細にご教授いただけますでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 属性チェックランザクション数の制御とはどのような制御か。 EntraIDによるスロットリング制限はどのような制限となるか。 <p>もしくは本動作がわかる資料もしくはURLなどがございますでしょうか？</p>	内容の明確化のため	同一オブジェクト（UPN、デバイス等）の属性取得を短時間に繰り返し行わない、複数の属性取得をEntraIDが提供する複数のAPIコールを1回のAPIコールに纏める等の工夫がなされていること。 https://learn.microsoft.com/ja-jp/graph/sdks/batch-requests?tabs=csharp
57	質問	01_調達仕様書	4	1	5		記載されている作業想定スケジュール（図2）を拝見すると、虎ノ門アルセアタワーでのLAN工事・AP設置工事は竣工後での実施（C工事）と理解しておりますが、竣工後は、建設工事事業者様管理下での作業はない認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確化するため。	工事事業者と並行での作業となる部分があるため、工事事業者との連携が必要となります。各工程のスケジュールのうち虎ノ門アルセアタワーにおけるスケジュール（LAN工事スケジュール）の詳細は、現在調整中のため、閲覧資料として調整結果を開示しますので、そちらも御確認ください。
58	質問	01_調達仕様書	16	6	3	(6)	「③個別システム等の接続時の各種テストは、個別システム所管部課及び個別システム事業者当と協働し、実施すること。」と記載されておりますが、対象となるシステム数をご教示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確化するため。	閲覧資料をご確認ください。
59	質問	01_調達仕様書	22	7	1	(4)	「③プロジェクトメンバ」の要件は、再委託先を含めたプロジェクト体制上で満たすということでも問題ないでしょうか。	全プロジェクトメンバにおいて必須条件となると体制を構築する上で難しく、また要員工数の単価も上がり初期コストに影響が出るため。	要件を満たす場合は問題ございません。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
60	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	2	2	1		「全国網サービスは、ベストエフォートかつパブリックネットワークである点に留意し、その利用においては暗号化や通信制御を行うこと。」とありますが、FW機能の設計構築は含まれますでしょうか。また、含まれる場合どの機器で実装するか指定はございますでしょうか。	機能要件を明確化するため。	全国網サービスを利用しないため、含まれません。
61	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	2	3	4	A	末端部に接続される機器のOSの種類は「Windows11」のみの認識でよろしいでしょうか。 ※ゲスト接続を除く。	機能要件を明確化するため。	Windows11以外の機器が接続される場合もあります。
62	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	7	2	3	(1)	認証のフローに関してご教示いただけないでしょうか。	機能要件を明確化するため。	認証フローの設計は、本調達の範囲の認識です。
63	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	7	2	3	(3)	「…デジタル庁が別紙 1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。」と記載されておりますが、接続構成要件（* * *BASE-X等）をご教示いただけないでしょうか。	接続要件を明確にするため。	本公告後の閲覧資料にてご確認ください。
64	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	7	2	3	(3)	「…デジタル庁が別紙 1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。」と記載されておりますが、ポート要件（1000BASE-T、1GBase-X or10GBase-X）をご教示いただけないでしょうか。	機器選定のため。	本公告後の閲覧資料にてご確認ください。
65	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	8	2	3	(2)	無線APの接続クライアント数はどれくらいになりますでしょうか。	接続要件を明確にするため。	基本的には拠点一貫の端末利用者が端末数です。
66	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	8	2	3	(4)	認証サーバやDHCP,DNSなど各サーバは物理サーバor仮想サーバのどちらになりますでしょうか。	通信要件を明確化するため。	認証サーバは、ご提案によります。 DHCP,DNSは、デジタル庁で提供します。
67	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	9	2	3	(3)	複合機は何台ぐらいありますか。	機器選定のため。	本公告後に閲覧資料を御確認ください。
68	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	9	2	3	(3)	冗長の考え方について、既存はどのような設定でしょうか。 WAN：LAG LAN：VRRP など	機能要件を明確化するため。	特定の設定に統一しておりません。 なお、「WAN」の定義が不明ですが、各拠点からDC方面への接続と仮定した場合、WANはVRRP、LAGを使って冗長しています。
69	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	9	2	3	(3)	OSPF ルーティング規格に対応することの記載されておりますが、ルーティングプロトコルは他に何を使用されておりますでしょうか。	機能要件を明確化するため。	BGPを使用しております。
70	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	9	2	3	(3)	各ネットワーク機器で利用されているQoSやACLなどの特殊な機能をご利用されておりましたら、詳細をご教授いただけないでしょうか。	機能要件を明確化するため。	基幹部においてACLによる通信制御、および、QoSによる優先制御を実施しております。
71	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	11	2	3	(4)	1x に基づくEAP-TLS 方式の記載されているのでRadiusサーバがある認識でよろしいでしょうか。	機能要件を明確化するため。	貴社の提案書にて、ご提示いただくことを想定しています。
72	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	12	2	3	(4)	WEB認証について、どの機器が認証画面を出しているのかご教授いただけないでしょうか。	機能要件を明確化するため。	ご提案によります。
73	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	14	2	4	(2)	⑧のパロアルトネットワークス社製UTMに関して、設定擦ることの記載いただいておりますが、受注者が対応するのではなく設定してほしい内容を伝えて貴庁にてご対応していただく認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確化するため。	受注者で対応することを想定しています。
74	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	14	2	5		作業における要件があればご教示いただけないでしょうか。 (例：停止時間〇時間以内、夜間休日作業、長期休暇中に対応すること。など)	作業要件を明確化するため。	調達仕様書及び要件定義書に記載のとおりです。
75	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	15	2	5		既存機器の廃棄などは対象外の認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確化するため。	ご認識の通りです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
76	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧					個人情報保護委員会様、人事院（本院）様のGSS接続は公正取引委員会様の設備と同居させることは可能でしょうか。	機器選定のため。	ご提案によります。
77	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧					個人情報保護委員会様の個別システム接続数が記載されていないが、個別システムはなしと考えてよろしいでしょうか。	機能要件を明確化するため。	ご認識の通りです。
78	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧					前提として、拠点ネットワーク機器は全国網を整備する拠点に2台設置することを想定いただいている認識です。 公正取引委員会様の事務総局本局については、正系回線、幅系回線ともに専用線となっておりますが、公正取引委員会様の事務総局本局に拠点ネットワーク機器を設置する想定になっている意図をお伺いできますでしょうか。	機器選定のため。	本調達では不要となります。本公告時に修正します。
79	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧					SD-WANを使っている機器があるかと思いますが、SASEを導入する認識でしょうか	機器選定のため。	SD-WANは導入していません。
80	質問	01_調達仕様書	2	1	4	5	内閣府 食品安全委員会の虎ノ門アルセタワー移転に伴うWi-Fi部ローミング中継である。また、移転によるLAN機器の設置工事は本調達に含まれないと記載がございます。内閣府 食品安全委員会は虎ノ門アルセタワーに移転する、公正取引委員会、個人情報保護委員会、人事院で調達するWi-Fi設備を使用する想定でしょうか	調達範囲を明確にするため	内閣府 食品安全委員会におけるWi-Fi設備は、本調達外での整備となります。
81	質問	02_別添資料1. 要件定義書	3	2	2.1	(3)	内閣府 食品安全委員会を除く省庁ごとにシステム全体を監視するシステムとの記載がございます。省庁毎（公正取引委員会、個人情報保護委員会、人事院）に統合監視システムを調達する想定でしょうか	調達範囲を明確にするため	統合監視システムは、本調達内で構築いただくことを想定しております。監視は、省庁単位に識別したうえで監視できることを想定しております。統合監視システムを物理的に分けて構築するかは、ご提案による認識です。
82	質問	02_別添資料1. 要件定義書	12	2	2.4	(2)	デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させるとの記載がございます。指定するデータ転送ツールは何をさしますでしょうか	調達範囲を明確にするため	本公告後に閲覧資料を御確認ください。
83	質問	02_別添資料1. 要件定義書	12	2	2.4	(2)	GSS 統合監視システムに自動で連携することの記載がございます。GSS統合監視システムは何を使用されておりますでしょうか	調達範囲を明確にするため	本公告後に閲覧資料を御確認ください。
84	質問	01_調達仕様書	2	1	4	4	「人事院の地方拠点に設置されている既存機器等の保守については、現行保守業者からの引継ぎを行うことになる。対象機器の一覧については、閲覧資料を確認のこと」とありますが、①既存業者（または、製造業者）からの部品調達や技術支援（保守教育）は確保されることと書いていでしょうか。	既存機器の保守には保守部品の供給と保守対応のための技術移転が必要となるため。	引継ぎ後に、現行保守事業者又は製造業者からの部品提供は想定していません。既存機器に予備機がある場合は、その予備機を現行保守事業者から移管することを想定しています。なお、技術支援につきましては引継ぎ期間内に実施していただくことを想定しています。令和10年9月30日が正しい期間です。本公告資料では訂正いたします
85	質問	01_調達仕様書	2	1	4	5	「保守を令和11年9月未まで行うものである」とありますが、P8 4.3契約期間に「令和10年9月30日」との記載もあります。どう解釈すればよろしいでしょうか。	保守期間と契約期間が異なる理由を確認したいため。	令和10年9月30日が正しい期間です。本公告資料では訂正いたします
86	質問	01_調達仕様書	17	6	4	⑨	「当局に協力すること」とありますが、移設や他システムとの接続など本調達の範囲外としてその都度お見積りによる別作業とみてよろしいでしょうか。	想定できない作業の費用は現時点では見積もれないため。	ご認識の通りです。
87	質問	01_調達仕様書	17	6	4	⑩	「設置図面等で常に把握しておくこと」とありますが、設置場所等の図面変更は本調達の範囲内でしょうか？定期的に最新版の図面が共有され、変更場所明記されているとの理解でいいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	ご認識の通りです。
88	質問	01_調達仕様書	22	7	1	(3) ㉞	データ消去作業を実施する際の作業場所は、お客様先で作業を実施する想定ですがよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	情報セキュリティを担保した提案をお願いします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
89	質問	01_調達仕様書	22	7	1	(3)㉔	データ消去作業を実施する際の規格に指定はありますでしょうか。 ※1回上書き消去、NSA（米国家安全保障局）推奨方式、DoD（米国防総省）準拠方式など	調達範囲を明確にしたいため。	情報セキュリティを担保した提案をお願いします。
90	質問	01_調達仕様書	23	7	1	(4)㉓	プロジェクトメンバーの条件に記載の条件は、本PJでアサインした要員のいずれかが該当する資格を保有し、複数人ですべての資格が保有されているという理解でいいでしょうか。	要員アサインのため。	要件を満たす場合は問題ございません。
91	質問	02_別添資料1. 要件定義書	1	1	2		★の説明がないように見受けられます。どのような意味を持ちますでしょうか。	★の意味を確認したいため。	誤記のため、削除します。
92	質問	02_別添資料1. 要件定義書	13	2	6	3(ア)	「人事院本院について 現行利用中のベンダーの製品とし」とありますが、人事院本院、地方拠点のWi-Fi部及び認証にかかわる部分については現行ベンダーの機器を流用し、WLCや認証システムは、本調達の範囲内で構築し、認証も実現させる解釈でよろしいでしょうか。	対象スコープの明確化のため。	ご意見を踏まえて、要件定義書を修正致します
93	質問	02_別添資料1. 要件定義書	16	4	3		「無線APIについては天井に設置」とありますが、設置の場所（位置）は確定しているのでしょうか。事前サーベイで調査したうえで各業者が決めることになるのでしょうか。	事前サーベイ費用の精緻化のため。	受注者による現地調査およびサイトサーベイを経て、設計、設置および試験を実施いただく想定です。
94	質問	01_調達仕様書	2	1	4	-	本調達範囲において、落札後に既設ネットワークの資料（構成図・配線図等）は開示頂けますでしょうか。	調査稼働の有無を確認したいため。	ご認識の通りです。
95	質問	01_調達仕様書	12	6	2	(18)	「また、新たな拠点の追加又は拠点の削減による設置機器の移動についても対応できること。なお、設置機器の移動に係る費用は、本調達に含まない。」とありますが、設置機器の移動に対応できる体制を有していれば良いという理解でよろしいでしょうか。	調達範囲を確認したいため。	ご認識の通りです。
96	質問	01_調達仕様書	2	1	4	-	「令和8年3月までに移行を完了するため、令和7年4月頃から公正取引委員会の各拠点の庁舎内等のネットワーク環境を設計・構築の上、機器等の借入、保守を令和11年9月末まで行うものである。」とあるが、機器等の借入、保守は令和10年9月末までという理解でよいか。	本調達の保守実施期間、契約期間を確認するため	令和10年9月30日が正しい期間です。本公告資料では訂正いたします
97	質問	01_調達仕様書	15	6	3	7	「管理者向けに操作手順書（マニュアル）を作成すること。」とあるが、管理者が何をどのように操作するためのマニュアルが必要か	作成対象のマニュアルが備えるべき粒度を把握するため	運用保守事業者として、確実な運用に資するためのマニュアルを想定しています。粒度に関しては、御社でご判断頂き、提案書にて提示願います。
98	質問	01_調達仕様書	27	7	6	1	「電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には」とあるため、本調達では対象外となる条文と理解してよいか。	本調達の調達範囲を確認するため	本調達の対象範囲となります。
99	質問	01_調達仕様書	27	7	6	1	「情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等」とあるため、本調達では対象外となる条文と理解してよいか。	本調達の調達範囲を確認するため	本調達の対象範囲となります。
100	質問	02_別添資料1. 要件定義書	1	1	2	-	1.2「調達物品」には集約ネットワーク機器及び拠点ネットワーク機器が含まれているが、2.1「システム構成の概要」の図1では両機器は3つのサブシステムに組み込まれていない。これらの機器は今回の調達に含まれているか。含まれていない場合、既設機器を用いるのか。既設機器を用いる場合、機器の設定内容や仕様、提供事業者などの情報は閲覧資料等にて貴庁よりご教示いただけるか。	本調達の調達範囲を確認するため	集約ネットワーク機器及び拠点ネットワーク機器は本調達には含まないため、ご指摘の通り、調達物品表から削除いたします。
101	質問	02_別添資料1. 要件定義書	3	2	1	-	拠点ゲート機器については既設機器を用いると解釈しているが、GSSデータセンターやその他地方拠点等とのオーバーレイネットワークを張るために、集約ネットワーク機器や拠点ネットワーク機器は集約ゲート機器と同一の機種を用意する必要があるか。	本調達の調達範囲を確認するため	本契約の対象外となります。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
102	質問	02_別添資料1.要件定義書	3	2	1	—	拠点ゲート機器について、機器の設定内容や仕様、提供事業者などの情報は閲覧資料等にて貴庁よりご教示いただけるか。	本調達の調達範囲を確認するため	契約後に必要に応じて提供いたします
103	質問	02_別添資料1.要件定義書	4	2	2	1	「全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについては、本調達内で行うものとする。申し込み手続きの対象となる拠点は、別紙1の回線種別に全国網と記載がある拠点とする。とあるが、本調達にて受注事業者が必要拠点に対しフレッツ光への申し込み作業を実施する、という理解でよいか。	本調達の調達範囲を確認するため	ご認識の通りです。
104	質問	02_別添資料1.要件定義書	12	2	4	9	統合監視システムにインストールするべきデータ転送ツールとは、具体的に何か。	機器への機能追加の可否を確認するため	本公告後に閲覧資料を御確認ください。
105	質問	02_別添資料1.要件定義書	12	2	4	9	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること」の「リアルタイム」について、統合管理監視システムへのAPI Callをトリガーとしたデータのエクスポートも「リアルタイム」の範囲に含まれていると解釈してよいか。	機器への機能追加の可否を確認するため	ご認識のとおり、含まれます。
106	質問	02_別添資料1.要件定義書	14	3	1	—	広域基幹ネットワークシステムの監視も必要か。必要である場合、網に接続する機器（集約ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器、拠点ゲート機器）が監視対象となり、網サービスへの監視は含まない理解でよいか。	2.1「システム構成の概要」より広域基幹ネットワークシステムは今回の調達に含まれていない 本調達の調達範囲を確認するため	ご認識のとおり、含まれません。 なお、「広域基幹ネットワークシステム」の記載は、「専用網サービス」に修正します。
107	質問	02_別添資料1.要件定義書	16	4	5	—	貴庁が運用・検証を実施するに際して、受注者は、本番環境への設定変更や、貴庁のご質問事項への回答を確認するための検証ができる程度の技術スキルを有する必要がある、という理解でよいか。	要件理解のため。また、作業員に必要なスキルレベルの確認のため	ご認識の通りです。
108	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	6	2	3	—	項番7,8,9の障害の「目標値」の考え方について、障害復旧の手法として障害の発生した機器の故障を復旧させた場合は「平均故障復旧時間」、障害の発生した機器を予備機と交換した場合は「代替機交換による復旧時間」の目標値が適用される、という理解でよいか。	SLAの達成条件を明確に把握することで、SLA達成が可能な運用・保守体制を用意するため	ご認識の通りです。
109	質問	05_別添資料3.成果物一覧	2	1	9	—	No.9のフロアレイアウト図は閲覧資料にてご提示いただくフロアレイアウト図上に、APなどネットワーク機器の設置場所を書き加えるものと想定しているが、良いか。PCやプリンタの設置数や設置場所、大きさ等はデジタル庁からご教示いただく運びになるか。	成果物の作成の見積もり算出のため	ご認識の通りです。
110	質問	05_別添資料3.成果物一覧	2	1	14	—	No.14～No.21の「公正取引委員会がガバメントソリューションサービスを利用開始する3ヶ月前まで」とは、調達仕様書p.4の図2「作業想定スケジュール」上では何月のことか。11月の3か月前の8月か。	成果物の作成の見積もり算出のため	令和7年8月を想定しております。
111	質問	05_別添資料3.成果物一覧	2	1	14	—	No.14～No.21の「公正取引委員会がガバメントソリューションサービスを利用開始する3ヶ月前まで」とは、調達仕様書p.4の図2「作業想定スケジュール」上では何月のことか。11月の3か月前の8月か。	成果物の作成の見積もり算出のため	ご認識の通りです。
112	質問	01_調達仕様書	2	1	4	5	「公正取引委員会の各拠点の庁舎内等のネットワーク環境を設計・構築の上、機器等の借入、保守を令和11年9月末まで行うものである」と記載がございますが、本調達の契約期間は令和10年9月30日までと記載がございます。契約期間はどちらの記載を採用したら宜しいでしょうか。	契約期間を明確にするため。	令和10年9月30日が正しい期間です。本公告資料では訂正いたします
113	質問	01_調達仕様書	2	1	4	5	「また、内閣府 食品安全委員会も虎ノ門アルセアタワーに移転する機関のひとつだが、移転によるLAN機器の設置工事は本調達には含まれない」と記載がございますが、移転によるLAN機器の設定変更も本調達に含まれないという認識で宜しいでしょうか。	移転に関して、調達の範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
114	質問	01_調達仕様書	4	1	5	図2	令和7年度7月からNW機器設置を開始するスケジュールになっておりますが、モバイルサービスや省外ネットワークサービスなど本調達外の関連部の準備も令和7年度7月には完了いただけるという認識で宜しいでしょうか。	本調達外の関連部の作業スケジュールを明確にするため。	モバイルサービスについては、R7.10からサービス提供可能となる想定です。 省外ネットワークについては、ご認識の通りです。
115	質問	01_調達仕様書	13	6	2	(19)	執務室に立ち入りについて記載がありますが、工事ではなく現地調査を行う場合も、立ち入り可能な時間の条件は同様の条件でしょうか。	現地調査での立ち入り可能な作業時間帯を明確にするため。	ご認識の通りです。
116	質問	01_調達仕様書	16	6	3	(4)	「回線敷設、機器設置・設定に関する事項」と記載がございますが、本調達での回線敷設は調達範囲外と認識しております。 こちらは本調達外の回線敷設の日程調整も含めるといってでしょうか。	事前調整の要件を確認したいため。	ご認識の通りです。
117	質問	02_別添資料1. 要件定義書	1	1	2	—	調達物品の表について、「D-1 拠点ネットワーク機器」「E-1 拠点ネットワーク機器」の(★)はどのような注釈でしょうか。	調達物品の要件を把握するため。	本調達には含まれないため本公告資料からは削除いたします
118	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	—	フロアの移転が予定されている「近畿合同庁舎」について、別紙1_拠点一覧で同名の拠点がないように見受けられますが、「5_近畿中国四国事務所」が該当の拠点となりますでしょうか。	用語の解釈を明確にするため。	ご認識の通りです。要件定義の記載を修正します。
119	質問	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	—	近畿合同庁舎ではフロア移転が予定されているとの記載がございますが、移転先規模や部屋数、機器構成など同等の移転となるのか今の情報では判断できないため、移転先の規模や部屋数などの情報を閲覧資料でご提示いただけますでしょうか。	移転に関して、拠点の状況が見積積載に影響するため。	現時点では詳細未定のため、移転前と同規模と想定してください。
120	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	(2)	APの設置情報（設置位置・数量・エリア）は、公告時の閲覧資料で対象拠点の設置情報が示されるとの認識で良いでしょうか。	拠点の状況が拠点工事の見積積載に影響するため。	デジタル庁が想定する情報は閲覧資料で提示しますが、契約後、適切な設計を実施いただくことを想定しております。
121	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	(2)	「小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しない」との記載がございますが、別紙1_拠点一覧の小規模拠点で想定無線LAN AP総数が1台の拠点がござります。 2台以上の構成でなければ片系運用時にリカバリーできず、利用不可（ブラックアウト）が発生することが予想されます。 1台の拠点では利用不可（ブラックアウト）が発生することは許容されるという認識で宜しいでしょうか。	Wi-Fi部の構成に関して、調達物品の要件を把握するため。	理由とともに、提案書にて提示頂ければと思います。
122	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	(2)	「別添資料2.SLA項目一覧 表1-4 SLA目標値」では、無線LANコントローラ両系障害のネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間が1時間と記載されております。 30分以内のサービス復旧を想定と記載がありますが、東京-大阪間の切り替え作業におけるデジタル庁様の判断は30分以内にご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	ネットワーク大規模障害時の責任分界点を明確にするため。	デジタル庁の判断後に30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
123	質問	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	(2)	「別添資料2.SLA項目一覧 表1-4 SLA目標値」では、ネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間は1時間となっております。 障害発生時には自動切替を行うことで早期復旧が可能かと考えますが、要件定義書の記載通り、デジタル庁の判断により東京-大阪間の切り替えが実施されるという認識で宜しいでしょうか。	WLC部の技術要件を把握するため。	ご認識の通りです。
124	質問	02_別添資料1. 要件定義書	7	2	3	(3)	有線LAN部（基幹部・末端部）の概要について、「エッジスイッチは、……。また、複合機等に必要有線の数、基幹部やフロアスイッチへのアップリンクを考慮し、エッジスイッチのポート数を決定しなければならない」とあるが、有線接続が必要な複合機対象機器の台数やケーブルの余長など考慮すべき事項は、閲覧資料でご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	拠点の状況が拠点工事の見積積載に影響するため。	ご認識の通りです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
125	質問	02_別添資料1_要件定義書	7	2	3	(3)	既存NWに接続されている個別システムについて、GSS-NW移行対象となる個別システムの数量や設置位置は閲覧資料でご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	拠点の状況が拠点工事の見積積載に影響するため。	ご認識の通りです。
126	質問	02_別添資料1_要件定義書	7	2	3	(3)	基幹部・末端部の技術要件について、「デジタル庁は、拠点GW機器において25Gbase-LRを接続するモジュールを整備する」と記載がありますが、整備予定のモジュールの型式などをご提示いただけますでしょうか。モジュールを追加する機器の保守にも影響するため、指定が必要かと考えております。	技術要件を満たす機器の選定が必要なため。	開示不要の認識です。
127	質問	02_別添資料1_要件定義書	7	2	3	(3)	項番17に関連して、「デジタル庁は、拠点GW機器において25Gbase-LRを接続するモジュールを整備する」と記載がありますが、拠点GW機器のモジュールと取付作業はデジタル庁様にて用意するという認識で宜しいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。
128	質問	02_別添資料1_要件定義書	11	2	3	(5)	共用会議室ローミング要件について、「共用会議室においては、同拠点内に所在する省庁すべてが各省に割り当てられた個別のネットワークを利用できなければならない」と記載がございますが、踏襲する省庁は本調達に関わる「公正取引委員会/個人情報保護委員会/人事院/内閣府」という認識で宜しいでしょうか。	機能要件を把握するため。	ご認識の通りです。
129	質問	02_別添資料1_要件定義書	11	2	4	(1)	「広域基幹ネットワークシステム」と記載がございますが、システム構成の概要や用語の定義に概要が記載されておられません。広域基幹ネットワークシステムの概要などをご提示いただけますでしょうか。	用語の解釈を明確にするため。	用語の定義を追加いたします。
130	質問	02_別添資料1_要件定義書	13	2	6	3	「本院でのWi-Fi部及び認証にかかわる部分については、現行利用中のベンダーの製品とし、人事院でのWLCや認証システムは、地方拠点も含めて本調達において統合をおこない、人事院全体を対象として、WLC及び認証認可処理部の統合を行うこと」と記載がありますが、公告時に現在ご利用中のベンダー及び機種等の情報を掲載いただけますでしょうか。	WLC及び認証認可処理部の統合が可能か判断する際に、現在ご利用のベンダー及び機種等の情報が必要となるため。	本公告後に閲覧資料を御確認下さい。
131	質問	02_別添資料1_要件定義書	16	4	4	—	「提案する構成において、什器設置や電源、ケーブルの増設や改修（コア抜き・防火壁への穴開け等）が必要となる場合は、これを費用に含むこととする」と記載がありますが、公告時に各拠点の使用可能な電源容量など電源仕様を閲覧させていただけないでしょうか。	拠点の状況が電源工事の見積積載に影響するため。	本公告後に閲覧資料を御確認下さい。
132	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	2	-	-	-	拠点一覧の「個人情報保護委員会」拠点について、「拠点ネットワーク機器数」や「個別システム接続数」が空白となっておりますが、公告時には提示されるという認識で宜しいでしょうか。	調達物品の要件を把握するため。	ご認識の通りです。
133	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	3	-	-	-	拠点一覧の「人事院」拠点について、「想定回線」や「配線難易度」「既設GW拠点」「既設GWへの接続帯域」「ローミング提供」「想定個別システム接続ポート数」などが空白となっておりますが、公告時には提示されるという認識で宜しいでしょうか。	調達物品の要件を把握するため。	ご認識の通りです。
134	質問	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	4	-	-	-	拠点一覧の「内閣府（食品安全委員会）」拠点について、拠点ネットワーク機器などの機器数量が未記載となっており、「既設GWへの接続帯域」や「ローミング提供」など記載がありますが、どのような接続を想定されておりますでしょうか。	システム構成を把握するため。	調達仕様書及び要件定義書に記載のとおりです。
135	質問	04_別添資料2_SLA項目一覧	6	2	3	表1-4	表1-4に「業務日 9:30~18:15」と記載がありますが、別添資料4、用語の定義では業務時間は「業務日における9時から17時とする」と記載がありますが、どちらの業務時間が正しいでしょうか。	用語の解釈を明確にするため。	業務日 9:30~18:15に訂正いたします。
136	質問	02_別添資料1_要件定義書	11	2	3	4	【書類上の記載】 ④受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用することを前提とし、属性チェックランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。 【質問】 「属性チェックランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組み」という部分に対し、どのような動作となるか詳細にご教授いただけますでしょうか。もしくは本動作がわかる資料もしくはURLなどはございますでしょうか。 ・属性チェックランザクション数の制御とはどのような制御でしょうか。 ・EntraIDによるスロットリング制限はどのような制限となりますでしょうか。	要求仕様を明確にするため。	同一オブジェクト（UPN、デバイス等）の属性取得を短時間に繰り返し行わない、複数の属性取得をEntra ID が提供する複数のAPIコールを1回のAPIコールに纏める等の工夫がなされていること。 https://learn.microsoft.com/ja-jp/graph/sdks/batch-requests?tabs=csharp

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
137	質問	01_調達仕様書	4	1	5		<p>【書類上の記載】 本調達において当庁が想定する作業スケジュールは、図2のとおりである。</p> <p>【質問】 借入・保守開始について、令和7年11月時点で人事院のAP等は未設置のため、借入・保守開始を下記の通り分ける認識でよいでしょうか。</p> <p>・公正取引委員会・個人情報委員会：令和7年11月 ・人事院：令和8年1月</p>	機器設置前に借入・保守を開始した場合、未設置機器分の借入・保守費用の請求が発生してしまうため。	ご認識のとおりです。 なお、各工程のスケジュールのうち虎ノ門アルセアタワーにおけるスケジュール（LAN工事スケジュール）の詳細は、現在調整中のため、閲覧資料として調整結果を開示しますので、そちらも御確認ください。
138	質問	02_別添資料1_要件定義書	16	4	4		<p>【書類上の記載】 提案する構成において、什器設置や電源、ケーブルの増設や改修（コア抜き・防火壁への穴開け等）が必要となる場合は、これを費用に含むこととするが、電源設備の増設や改修に当たっては、当該拠点の指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性等に留意し、予めデジタル庁と協議の上、実施方法及び実施主体を決定・整理した上で、その他の増設・改修分を含め、その内容を示すこと。</p> <p>【質問】 指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性があるとのことだが、事前に指定事業者について情報提供いただけないでしょうか。また、指定事業者は、貴庁と直接契約を締結し、貴庁より日程調整・作業指示等実施いただける認識でよいでしょうか。</p>	全体作業スケジュールや他拠点工事等に影響が発生する可能性があるため。	指定事業者の有無については、本公告後に閲覧資料を御確認下さい。 なお、指定事業者については、受注者が直接契約することを想定しています。
139	質問	01_調達仕様書	27	7	6	1	<p>【書類上の記載】 ⑫受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェアの調達を含む場合）には、以下を実施すること。</p> <p>【質問】 既存NW関連の産業廃棄物処理は本調達の対象外という認識でよいでしょうか。</p>	作業範囲を明確にしたいため。	ご認識の通りです。
140	質問	01_調達仕様書	4	1	5		<p>【書類上の記載】 本調達において当庁が想定する作業スケジュールは、図2のとおりである。</p> <p>【質問】 複合機・プリンタ等の接続や切替時期はいつ頃になりますでしょうか。また、設置台数やケーブルの余長など考慮すべき事項は閲覧資料でご提示いただける認識でよいでしょうか。 また、複合機・プリンタの配線等役割について、下記の認識でよいでしょうか。</p> <p>----</p> <p>①L2SW→ローゼットまでのLAN配線：事業者 ②ローゼットの設置（複合機・プリンタ近く）：事業者 ③ローゼット→複合機・プリンタまでのLANケーブル用意：事業者 ④ローゼットへのLAN結線：各拠点ご担当者様 ⑤複合機・プリンタへのLAN結線：各拠点ご担当者様</p>	作業範囲を明確にしたいため。	複合機・プリンタの接続時期は、LAN配線・AP設置期間内での実施を想定しております。 具体的なスケジュールについては、ご契約後、調整させていただき予定です。 ケーブル余長等は、閲覧資料にてご確認ください。 また、役割分担については、ご認識の通りです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
141	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	7	2	3	3	<p>【書類上の記載】</p> <p>2. GSS-NW 拠点GW 機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り</p> <p>(ア) 公正取引委員会本局・人事院本院：25Gbase-LR かつ冗長構成にて接続すること。なお、デジタル庁は、拠点GW 機器において、拠点GW機器からの25Gbase-LR を接続するためのモジュールを整備する。</p> <p>(イ) 個人情報委員会：10Gbase-LR かつ冗長構成にて接続すること。デジタル庁は、拠点GW 機器において、拠点GW機器からの10Gbase-LR を接続するためのモジュールを整備する。</p> <p>(ウ) 公正取引委員会の国会連絡室（政府控室）：5階EPS 室に既設のGSS-NW の拠点GW 機器と1Gbase-LX を2 回線（冗長接続）で接続すること。デジタル庁は、デジタル庁機器において、1Gbase-LX2 回線のポートを提供する。また、デジタル庁は、5階EPS 室と省庁側控室（4F）のフロア間に構内シングルモードファイバを整備しており、これを利用して接続しなければならない。具体的な接続方法については、デジタル庁と相談の上、決定すること。</p> <p>【質問】</p> <p>(ウ) の公正取引委員会の国会連絡室におけるデジタル庁機器における、1Gbase-LX2回線のモジュールは、(ア) (イ)と同様に貴庁にて用意いただける認識でよいでしょうか。</p>	作業範囲を明確にしたいため。	ご認識の通りです。
142	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	16	4	4	1	<p>【書類上の記載】</p> <p>有線LAN 部を構成する機器を収容するために、すべての拠点において原則、新たにラックを設置する必要がある。</p> <p>提案する構成において、什器設置や電源、ケーブルの増設や改修（コア抜き・防火壁への穴開け等）が必要となる場合は、これを費用に含むこととするが、電源設備の増設や改修に当たっては、当該拠点の指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性等に留意し、予めデジタル庁と協議の上、実施方法及び実施主体を決定・整理した上で、その他の増設・改修分を含め、その内容を示すこと。</p> <p>また、設置場所に入室や既存設備などの接続、取り付けなどに必要となる調整については、デジタル庁がその責を負う。現地調査や情報開示を希望する場合は、デジタル庁に問い合わせること。</p> <p>【質問】</p> <p>有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース（執務室やサーバ室・EPS 室・MDF 室等）に設置するケースがあると理解しております。</p> <p>その場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよいでしょうか。</p>	調達範囲を明確にするため。	デジタル庁が指定する共有スペースに有線LAN部を構成する機器を設置するよう指定する場合は、デジタル庁において、他部署との調整及び電源使用可否の判断を行います。
143	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	2	1	5	<p>【書類上の記載】</p> <p>デジタル庁は、予期できない変更・保守経費に対して、応札時の見積単価を根拠として協議することを想定している点に留意すること。</p> <p>【質問】</p> <p>各拠点の法定停電について、時期等が確定している場合、03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧に記載いただけないでしょうか。また、停電時における事業者側の対応事項等あれば、ご教示いただけないでしょうか。</p>	全体作業スケジュール等に影響が発生する可能性があるため。	法定停電の時期については、契約後の現地調査等において、各拠点ごとに確認いただくことを想定しております。	
144	質問	02_別添資料 1. 要件定義書	4	2	2	2	<p>【書類上の記載】</p> <p>別紙 1の回線種別に専用線と記載がある拠点は、デジタル庁が別途調達した専用網サービスを利用する。</p> <p>【質問】</p> <p>複数省庁が入居する拠点において、専用線やフレッツ回線を共用する予定があれば記載いただけないでしょうか。</p>	作業工数を明確にするため。	本公告後に閲覧資料を御確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
145	質問	01_調達仕様書	24	7	3	5	<p>【書類上の記載】 閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること</p> <p>【質問】 現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿有無を把握したいと考えているが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建物の竣工年数を閲覧資料として開示していただけませんか。</p>	作業工数を明確にするため。	当庁から提供できる情報は、閲覧資料にて開示します。
146	質問	02_別添資料1.要件定義書	13	2	5	8	<p>【書類上の記載】 各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があるため、APの設置位置、情報コンセント位置、ラック位置等については、移動の可能性を考慮して、数メートルのケーブル余長配慮や設置位置配慮をしなければならない。なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。</p> <p>【質問】 大規模なレイアウト等変更とは、具体的に何を指しますでしょうか。</p>	作業範囲を明確にするため。	現時点で具体的な案件は想定しておりません。本事業に該当する可能性がある場合は、協議をさせていただきたく想定です。
147	質問	01_調達仕様書	4	1	5	<p>【書類上の記載】 本調達において当庁が想定する作業スケジュールは、図2のとおりである。</p> <p>【質問】 令和7年度7月からNW機器設置開始と記載されていますが、令和7年度6月末迄には、モバイルサービス・省外ネットワークサービスなどの本調達外の作業は完了いただいているという認識でよいでしょうか。</p>	作業スケジュールを明確にするため。	ご認識の通りです。	
148	質問	02_別添資料1.要件定義書	4	2	2	<p>【書類上の記載】 全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについては、本調達内で行うものとする。</p> <p>【質問】 全国網サービスの申し込み手続きについては、本調達範囲内とありますが、(2)専用網サービスについて(3)モバイルサービスについての申し込み手続きについては、本調達範囲外という認識でよいでしょうか。</p>	作業範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。	
149	質問	02_別添資料1.要件定義書	6	2	3	2	<p>【書類上の記載】 WLCは、主たる場所の設備障害を想定して、GSSDC大阪(OSA2)へ切り替えが可能であること。なお、東京—大阪間の切り替えは、デジタル庁の判断により実施され、切り替えに伴うオペレーションや、セッションや認証ステートのクリア、APの再起動など、実施開始から30分以内にサービス復旧することを想定すること。</p> <p>【質問】 WLC障害が発生した場合、「貴庁の切り替え判断」から起算して30分以内にサービス復旧する認識でよいでしょうか。</p>	作業範囲を明確にするため。	ご認識の通りです。
150	質問	01_調達仕様書	4	1	5	<p>【書類上の記載】 本調達において当庁が想定する作業スケジュールは、図2のとおりである。</p> <p>【意見】 新しいGSS端末の利用開始時期は各省庁のLAN配線・AP設置後からの認識でよいでしょうか。(人事院以外は令和7年11月、人事院は令和8年1月)</p>	運用事業者へ引継ぎが必要な時期を把握するため。	ご認識の通りです。	